

# 精神障害の業務起因性の判断のフローチャート

## 判断要件

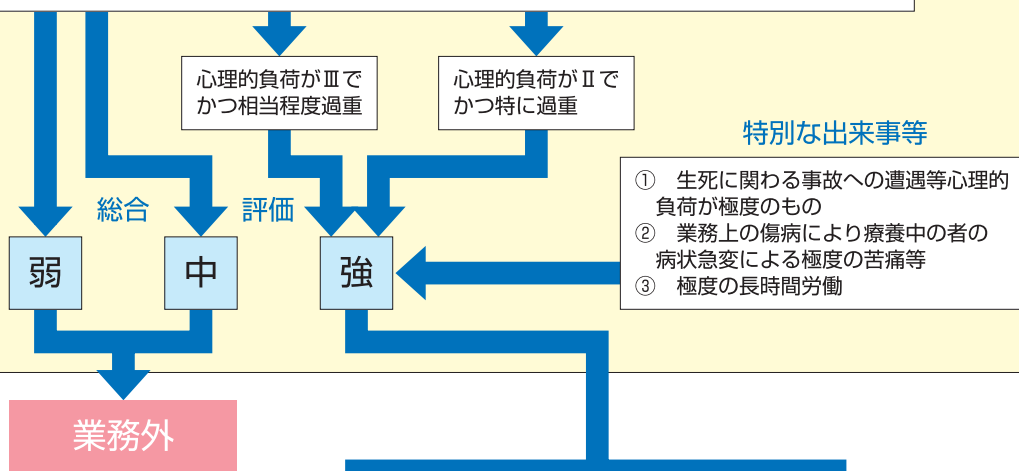
次の要件のいずれをも満たす精神障害は、業務上の疾病として扱う。

- (1) 対象疾病に該当する精神障害を発病していること。
- (2) 対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められること。
- (3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発病したとは認められないこと。

## 業務による心理的負荷の評価

- (1) 「出来事」の心理的負荷の強度： 事故や災害の体験、仕事の失敗、過重な責任の発生等  
I II III (平均的な強度)
- (2) 心理的負荷の強度の修正： 出来事の内容、程度等  
I II III (当該事案の強度)
- (3) 出来事後の状況が持続する程度： 仕事量(恒常的な長時間労働は考慮)・質・責任等の変化、支援等

## 表 1



## 表 2

### 業務以外の心理的負荷の評価

特段の業務以外の心理的負荷がない

強度Ⅲの出来事の心理的負荷が極端に大きい場合等

かつ

又は

### 個体側要因の評価

特段の個体側要因がない

顕著な問題がある

業務上

総合判断

業務が有力な原因となっているかを判断

業務外

業務上

自殺

精神障害によって正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で行われたもの